

1 月は伝統行事が多いが、旧岩見三内村の台集落（岩見三内地区
 台町内会：石塚八起町内会長）において、産土神社である岩玉神社に
 山車を奉納する祭礼がある。

岩玉神社の山車祭は、毎年1月27日（現在は、1月第4土曜日に
 実施）、この日1日限りの行事であるが、冬期で積雪があることから
 大きなそりに飾られて引かれる曳き山車である。

□碑によれば、明治期には既に行われていたという伝統行事であ
 る。山車には灯籠や様々な飾り付けがなされるが、山車の中心には干
 支を描いた大きな額絵が配置されてこの額を神社に奉納するのが主な目的だとされている。



行事当日は、山車保存会が中心になり岩見字筒出（集落の外れ）で
 山車が組み立てられ杉の葉で周囲を飾り灯籠が付けられ所々に柳と笹
 竹を刺していく。これにしめ縄を張る。特に柳の枝は正月の祝いの木で、
 小正月の門松や神棚に供える木でもあり欠かせないものとなっている。

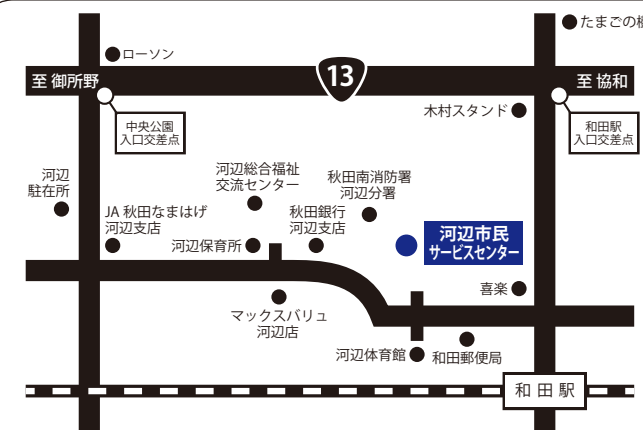
夕方5時ころになると神官による山車のお祓いや神饌（奉納物）の
 清めの儀式を行う。このころになると一般の人々もここに集い、山車
 を引く綱が用意される。

儀式が終わるといよいよ提灯や灯籠に火が入れられ、法螺貝の合図によってお囃子が奏でられ、かけ
 声も勇ましく山車が曳き始められる。途中沿道ではそれを見物する人々が餅やご祝儀を奉納してくれて
 賑わいを見せながら岩玉神社まで約1時間位をかけて到着する。

神社に着くと、額絵が拝殿に納められ、お米、紅白の餅、お酒などが神前に供えられ神官により祭式
 が始まる。五穀豊穡、家内安全、厄年の人はこの時に参加して厄払いも
 祈られる。これが終わると山車に付けられた飾り付けはここで直ちに
 解体され、大体の用具が拝殿脇に保管される。これによって、当日の
 行事は終了し、集落の集会所で関係者の直会となる。

岩玉神社の山車祭りは、長きに亘ってそこに暮らす人々の手によっ
 て受け継がれてきた貴重な文化遺産であり、これからも台町内会の
 人々の手によって後世に伝承されていくことが期待されている。

〔参考：秋田のまつり（33）岩玉神社山車祭り〕



人事(令和7年4月1日) 事務局長(常勤) 佐々木 透

河辺の郷自治協議会

秋田市河辺和田字北条ヶ崎 38-2 河辺市民サービスセンター 3 階
 TEL 018-882-5302 FAX 018-882-5441

✉ kawabenosato@gmail.com

※メールでの施設予約・変更はできません。

開所時間 9:00~21:00

(12/29~1/3の期間はお休みです)

<https://kawabenosato.com>



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを採用しています。



河辺の郷だより 第39号

令和7年6月発行

発行
 河辺の郷自治協議会

会長就任のあいさつ



河辺の郷自治協議会
 会長 高橋 孝一

歲月流るる如し、平成17年1月11日に旧河辺町が秋田市と合併して今年で20年を
 迎えました。また、昭和30年3月31日に旧河辺町が誕生（和田町、豊島村、岩見三内
 村が合併）してから70年にあたります。

こうした節目にあって少子化や人口減少など様々な課題に直面するなか、町内会、各
 種団体、企業などの力を「河辺の郷自治協議会」の活動に結集して皆で考え対応しなが
 ら暮らしの向上に努めていくことがますます重要であると考えております。

また、時を同じくして、本年3月中核施設となる河辺市民サービスセンターがリニュー
 アルしたことは本協議会の活動にとって追い風となります。

協議会では山紫水明に輝く豊かな自然環境のもと、国道やJR、高速自動車道など交
 通結節点に立地する“河辺の郷”において「河辺まるごと祭り」や「河辺音楽祭」の実
 施を計画しているほか、各町内会の課題の取りまとめと行政に対する要望活動を鋭意展
 開してまいる所存であります。

最後になりますが、協議会運営に際しご理解とご協力を賜りますよう切にお願い申し
 上げまして会長就任の挨拶といたします。

新役員紹介

令和7年4月27日(日) 河辺市民サービスセンター地域ホールで開催された令和7年度通常総会で役
 員改選が行われ下記の方々が新役員・理事に就任されました。(任期2年)

○役 員

会 長 高橋 孝一 (上諸井町内会)
 副会長 備後 正義 (柳町町内会)
 副会長 佐々木 敏夫 (戸島町内会)
 副会長 千葉 幸二 (老人クラブ連絡協議会) 新任
 監 事 二木 文隆 (繁沢町内会) 新任
 監 事 川上 正喜 (小高町内会) 新任
 監 事 二木 満 (岩見三内地区コミュニティ)

理 事 石塚 八起 (台町内会)
 理 事 田口 郁夫 (野崎町内会)

○各種団体推薦理事

理 事 石塚 小枝子 (河辺わさび座)
 理 事 佐々木 和枝 (子育て支援ネットワーク)
 理 事 関 裕明 (PTA組織) 新任
 理 事 藤原 正俊 (秋田市東防犯協会)
 理 事 戸井田 喜美雄 (河辺雄和商工会)
 理 事 佐々木 一夫 (七曲工業団地連絡協議会)
 理 事 伊藤 弘隆 (河辺サークル連合会)

○公募理事

理 事 関 和春
 理 事 鶴田 一成
 理 事 藤原 直

○各地区町内会長会推薦理事

理 事 尾形 一美 (畑谷町内会)
 理 事 佐藤 孝徳 (黒沼町内会) 新任
 理 事 熊谷 芳彦 (前田町内会) 新任
 理 事 山田 雄造 (榊表町内会)
 理 事 大山 鉄雄 (新栄町町内会)
 理 事 後藤 茂樹 (野田町内会)
 理 事 伊藤 薫 (小平岱町内会)

所長あいさつ



河辺市民
サービスセンター
所長 浦山 勇人

地域の皆様には、日頃から河辺市民サービスセンターをご利用いただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、地域活動の拠点である当センターについては、約 2 年間にわたる大規模改修工事を経て、この春にリニューアルオープンいたしました。

1 階フロアに関しては、来館された方々に一目で窓口がわかるようカウンターを集約し、十分な待合スペースも確保いたしました。

また、3 階フロアの各諸室の設備や机・椅子等の備品も更新し、4 月 1 日から貸し館業務を再開いたしました。特に、地域文化スペースには最新の音響・照明設備を備え、地域の皆様はじめ、市内の各地域の方々からも様々な活動でご活用いただけるものと期待しております。

今年は、市町合併 20 周年の節目の年であり、新しく生まれ変わった当センターが、地域の絆や住民同士の絆づくりの活動拠点となりますことを目指し、指定管理者である「河辺の郷自治協議会」の皆様と共に、河辺地域の魅力や特色を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

結びに、着任して今年で 2 年目となりますが、昨年度に引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

リニューアル
イベントの様子



河辺保育所の園児による合唱



河辺太鼓保存会
会長 高橋篤史さんによる演奏

《町内会長と連携》“広報「三内駐在所」”を毎月全世帯に配布！

駐在所は地域住民の安全と安心を確保するための重要な存在であり、地域との連携を強化することで、より質の高い安全対策を築くことができます。

三内駐在所では、岩見三内地区会長会（備後正義会長）と連携して、広報「三内駐在所」を毎月全世帯に届けています。熊出没や詐欺、災害などリアルタイムな注意喚起により、事件事故の予防に威力を発揮しています。昨年は、様々な詐欺の手口で現金をだまし取る特殊詐欺をテーマに講師として町内会長会の研修会に参加するなど更に連携の強化が図られています。



令和 7 年度河辺の郷自治協議会通常総会報告

令和 7 年 4 月 27 日（日）河辺市民サービスセンター地域文化ホールで通常総会が開催されました。総会には、浦山勇人河辺市民サービスセンター所長、佐藤哲治秋田市議会議員がご来賓として出席するなか、代議員数 84 名中 73 名（うち委任状による出席者 26 名）が出席、会則第 10 条第 7 項第 1 号の規定により代議員の過半数を超え総会が成立し、総会議長に石塚隆彦杉沢町内会長が指名され議案審査 3 件、監査報告、その他報告事項 4 件の審査が行われました。

1 令和 6 年度事業報告書並びに収支決算書の承認について

市民サービスセンター改修工事により貸し館業務を停止し事務局体制を縮小した一方、リニューアル後の事務局体制整備、リニューアルオープン事業などに対応した。自主事業については、河辺まるごと祭り、河辺音楽祭、広報「河辺の郷だより」の発行などを実施した。また、収支決算について、人件費減少や本年 4 月からの貸し館業務再開にあわせて備品・機器類の整備などを行い 147,960 円が次年度繰越となった。議長が原案通り決定することに異議がないか諮ったところ事業報告書並びに収支決算書いずれも原案通り全会一致で承認された。

2 令和 7 年度事業計画書並びに収支予算書の設定について

秋田市からの指定管理業務の受託、地域課題に関する要望活動の展開、河辺まるごと祭り、河辺音楽祭、サークル活動および地域団体への支援、広報「河辺の郷だより」の発行、連絡協議会等を実施するとした事業計画が提案された。また、当該事業計画の関連予算として、令和 7 年 4 月からの貸し館業務再開による人件費増額や自主事業および広報発行など各事業を実施する経費として総額 12,889 千円の予算が提案された。議長が原案通り決定することに異議がないか諮ったところ事業計画並びに収支予算いずれも原案どおり全会一致で承認された。

3 理事並びに役員の選任について

理事および役員（会長・副会長・監査）について、会則の規定に基づき推薦された各候補者が報告され、議長が原案通り決定することに異議がないか諮ったところ理事および役員いずれも全会一致で承認された。

